

国立文化財修理センターの整備に関する基本的な考え方（基本構想） （骨子案）

0 はじめに

文化財修理センターの検討経緯等

1. 日本の有形文化財（美術工芸品）修理の特徴

（1）修理の歴史 【第1回検討会】

我が国の国宝・重要文化財（美術工芸品）修理は、所有者の責務として、国の補助を得て、主として民間の修理工房主体で継承されてきた技術により、文化庁の修理指導監督のもと実施されてきた。

（2）修理の理念と倫理 【第2回検討会】

文化財の保存活用サイクルに修理は不可欠。

国宝・重要文化財はオリジナルの状態への「修復」ではなく、応急修理も本格修理も現在の状態を後世に継承する「修理」にとどめるのが一貫した方針。

こうした日本の文化財の修理方針は、国際的にも高く評価。

2. 修理の今日的課題 【第2回、第5回検討会】

- ・修理件数の増加や大型作品の修理への対応から修理スペースが不足
- ・修理事業の計画から立案、実施まで、修理をコーディネートする人材が不足
- ・修理を推進する主体が不明確
- ・修理技術者の技術継承や修理に必要な用具・原材料の確保
- ・修理に関して国民が理解する場が不十分
- ・我が国の修理文化に関する認知度不足

3. 修理センターに求められる機能 【第2回、第3回検討会】

修理センターでは、修理のナショナルセンターとして、①修理推進（情報集約と共有を含む）と②調査研究を着実に実施するための修理・研究体制を構築するとともに、③人材育成と④情報発信（普及啓発）により日本の修理文化の継承と国内外への発信を進め、中長期的に持続可能な保存・活用サイクルを実現。

（1）修理・研究推進体制の構築

- ① 修理推進機能（情報集約と共有を含む）
- ② 調査研究機能

(2) 日本の修理文化の継承と国内外への発信

- ③ 人材育成機能
- ④ 情報発信（普及啓発）機能

4. 所要施設・設備

必要な諸室として、不足する修理スペースの確保に加え、官民協働のプロジェクト修理室、見学者用通路、トラックヤード等の整備、さらに用具・原材料等の課題解決のための諸室が考えられる。

(1) 必要な諸室 **【第6回検討会】**

(2) 留意点 **【第4回検討会】**

5. 運営の在り方

我が国の文化財修理は、国立博物館の文化財修理所で、行政・民間（所有者含む）の連携を前提として進めてきた経緯等を踏まえ、既存組織を活用した体制づくりが望ましい。その際、既存組織の業務に修理を位置づけ直す必要がある。

また、文化庁との人事交流により、修理をコーディネートできる人材を育成。

(1) 既存組織の有機的つながり **【第4回検討会】**

(2) 修理センターの運営体制 **【第6回検討会】**

6. 立地条件・候補地 **【第6回検討会】**

埋蔵文化財との調整や景観上の規制、その他法令上の制限による物理的限界等を明らかにするため、試掘調査等も含めた調査をしつつ、かつ博物館施設等、展示との連動やこれまでの関係性の発展・強化も考慮して、候補地を検討する。

7. その他

以上